

社会福祉法人山桜会 老人デイサービス小咲園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人山桜会が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の生活助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図り、又、その家族の身体的及び精神的な負担を軽減できるよう通所介護サービスを提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所において必要な日常生活上の世話及び機能訓練を通して自立支援を行う。

(施設の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 指定通所介護事業所
- (2) 所在地 茨城県日立市諏訪町5丁目5番1号
- (3) 定 員 30名

(職員の種類、員数及び職務内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
事業所の従業員の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2人以上
利用者の通所介護計画の立案、日常生活相談・指導業務を行う。
- (3) 介護職員 6人以上
利用者の日常生活の介護、指導及び援助業務を行う。
- (4) 看護職員 2人以上
利用者の看護・健康管理等の業務を行う。
- (5) 運転手 2人以上
利用者の送迎を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上
利用者の日常生活上の機能訓練を行う。
- (7) 調理員 5人（業務委託による）
献立に基づき、給食を調理し配膳を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日とする。
(但し、お盆期間8月14～15日、年末年始12月31日～1月1日を除く)
- (2) 営業時間 午前9：00～午後4：00とする。
- (3) その他 営業日及び営業時間外の利用については別途相談、協議する。

(利用者定員等)

第6条 1日の利用定員は30人とする。

(事業内容及び利用料等)

第7条 事業内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 基本事業サービス（送迎、健康管理、養護、日常動作訓練、生活指導等）
 - (2) 入浴サービス
 - (3) 家族介護教室
- 2 前項の費用のほか、次の各号に掲げる費用は別に定め、利用者から受け取ることが出来る。
- (1) 通常の実施地域以外の送迎費用
 - (2) 食事代：710円（1食あたり）
 - (3) レクリエーション・クラブ活動：材料代等の実費相当
 - (4) その他、日常生活において通常必要となる費用で、利用者負担が適當と認められる費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又は家族に対し説明を行い、同意を得ることとする。

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、日立市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 事業所の円滑な運営かつ事業の適正な運営を図るために、利用者又はその家族に対し、次の留意事項を事前に説明し、同意を得ることとする。

- (1) 短時間でも、生活に必要な衣類・日用品・内服薬等は、利用時間に応じ、利用者側が用意し、利用当日に持参する。
- (2) 利用者が、管理者の指示又は指導に従わないときは、協議のうえ、退所又は利用中止させることがある。

第10条 利用者に対するサービス提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所の従業者等は、サービス提供中に利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族介護者に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(災害対策)

第12条 事業所は、防災計画に基づき、定期的に防災訓練の点検並びに通報、消火、避難訓練、救出、援護、その他の必要な訓練を行い、災害の予防・防止並びに人命の安全を図る。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 責任者を選定する。（デイサービス管理者）
- (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針を整備する。

- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (4) 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的に実施する。(年2回以上)
 - (5) 虐待等に対する相談窓口を設置する。
 - (5) その他、虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束を行う際の手続き）

第14条 事業所は、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際には、次に掲げる手続きをふむこととする。

- (1) 身体拘束の必要性を確認する
 - 緊急やむを得ない場合とは
 - ①切迫性：本人や他の利用者等の生命・身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
 - ②非代理性：身体拘束、その他の行動制限を行い以外に代わりになる介護方法がないこと
 - ③一時性：身体拘束は一時的なものであること
- (2) 実施しようとするケアが身体拘束にあたるかを委員会などのチームで確認する。
- (3) 身体拘束の必要な理由・方法・時間（帯）・期間などについて検討・判断し、身体拘束に関する説明書にできるだけ詳しく記入する。
- (4) 説明書に基づき、本人や家族に説明し同意書の確認をいただく。
- (5) ケアを実施し、要件に該当しなくなった場合、すみやかに解除する。
- (6) 再検討し、「身体拘束に関する説明書・経過観察」に記録する。
- (7) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、職員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修：採用後6ヶ月以内
 - (2) 職場内研修：年1回以上
- 2 事業所は、施設、給食等に係る設備、食器等の備品又は飲料水・飲食物について衛生管理に努め、感染症が発生・まん延しないよう必要な措置を講ずる。
- 3 職員は、職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を保持する旨の誓約書を法人に対して提出する。
- 4 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年10月 1日から施行する。

平成21年 4月 1日一部改正

平成22年 4月 1日一部改正

平成23年12月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

平成30年 8月 1日一部改正

令和 1年10月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正

令和 7年10月 1日一部改正